

財政健全化基本方針

参 考 資 料

〔参考資料 1〕

島根県財政の現況	1
(改革推進会議への提出資料の抜粋・改訂版)	

〔参考資料 2〕

県財政の健全化のための提言	10
(平成19年8月8日 改革推進会議)	

〔参考資料 3〕

財政改革に関する県庁若手職員からの提案	22
(平成19年8月9日 財政改革検討グループ)	

〔参考資料 4〕

島根県の財政健全化に向けた提言(中間報告)	30
(平成19年9月3日 県議会財政健全化調査特別委員会)	

〔参考資料 5〕

平成19年9月定例県議会財政健全化調査特別委員会 委員長報告	35
(平成19年10月12日 本会議で了承)	

〔参考資料 1〕 島根県財政の現況

1 平成19年度予算

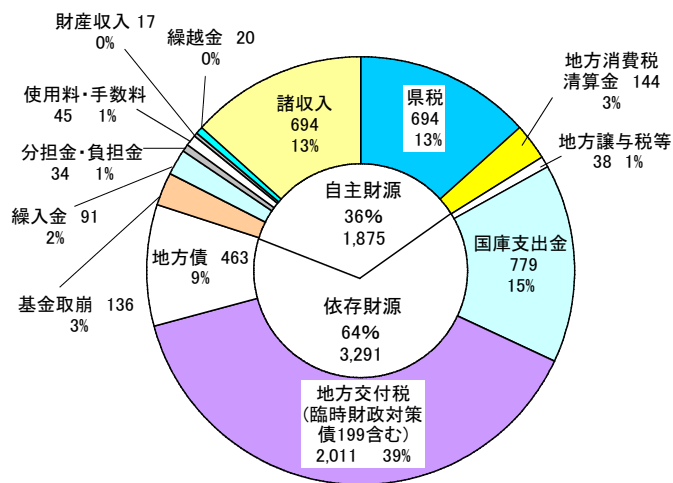
(1) 歳入予算の状況

平成19年度予算（この資料では、6月補正後の予算を言います。）のうち、歳入をみると、県が自主的に収入を確保することができる「自主財源」は36%にしか過ぎません。特に県税については694億円とわずか13%にとどまっています。歳入の多くを国から交付される国庫支出金や地方交付税に依存せざるを得ない財政構造となっています。

（単位：億円）

〔歳入総額内訳〕

総額：5,166億円



(2) 歳出予算の状況

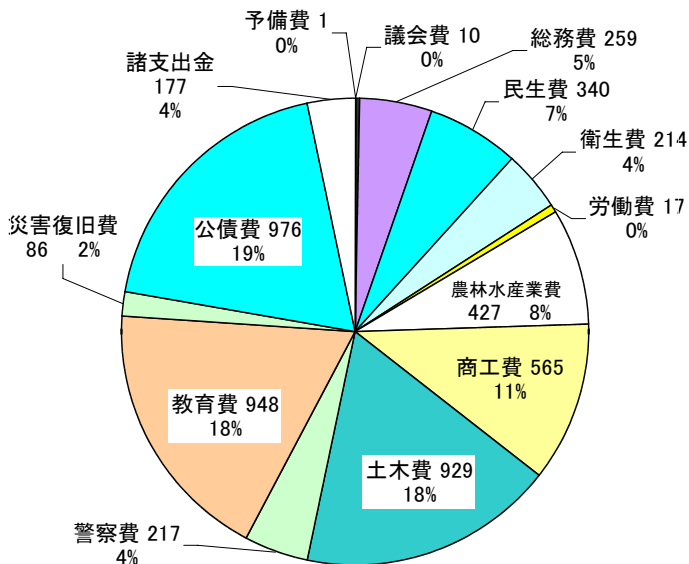
平成19年度予算のうち、歳出を目的別にみると、公債費、公立小中学校の教職員人件費を含む教育費及び道路・河川等の工事を行う土木費の割合が高くなっています。

また、義務性・任意性別にみると、職員給与費、公債費、扶助費などの義務的な経費で62%を占めており、任意性の高い経費は38%に過ぎない状況となっています。

（単位：億円）

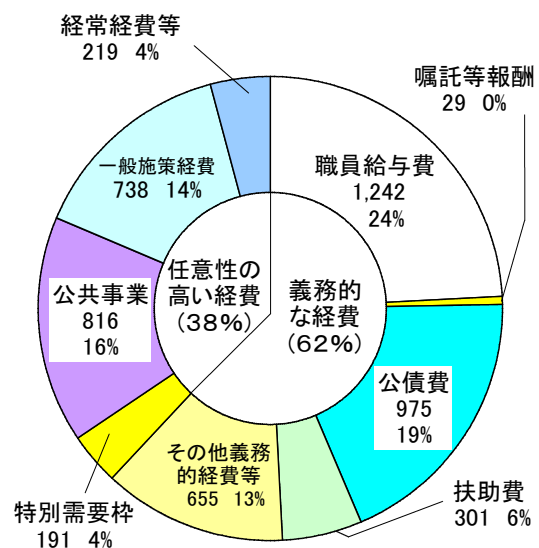
〔目的別内訳〕

総額：5,166億円



〔義務性・任意性別内訳〕

総額：5,166億円

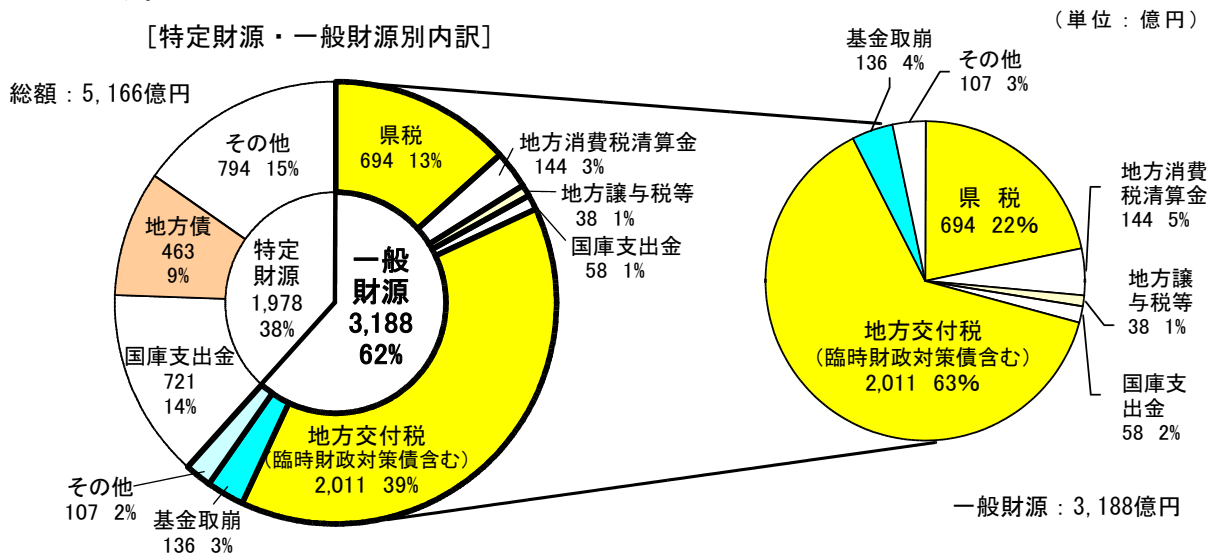


(3) 一般財源について（歳入）

歳入を自主財源と依存財源とに分類するのとは別に、「一般財源」と「特定財源」とに分類することがあります。「特定財源」は、国からの補助金のように使途が決められているもので、他の用途に流用することができません。これに対して県税や地方交付税などの「一般財源」は使途が特定されず、どのような経費にも使うことができます。

平成19年度予算の一般財源総額は3188億円となっていて、全体の62%を占めています。この一般財源の構成をみると、地方交付税が63%を占めており、本県の財政基盤は地方交付税の動向に大きく左右される構造となっています。

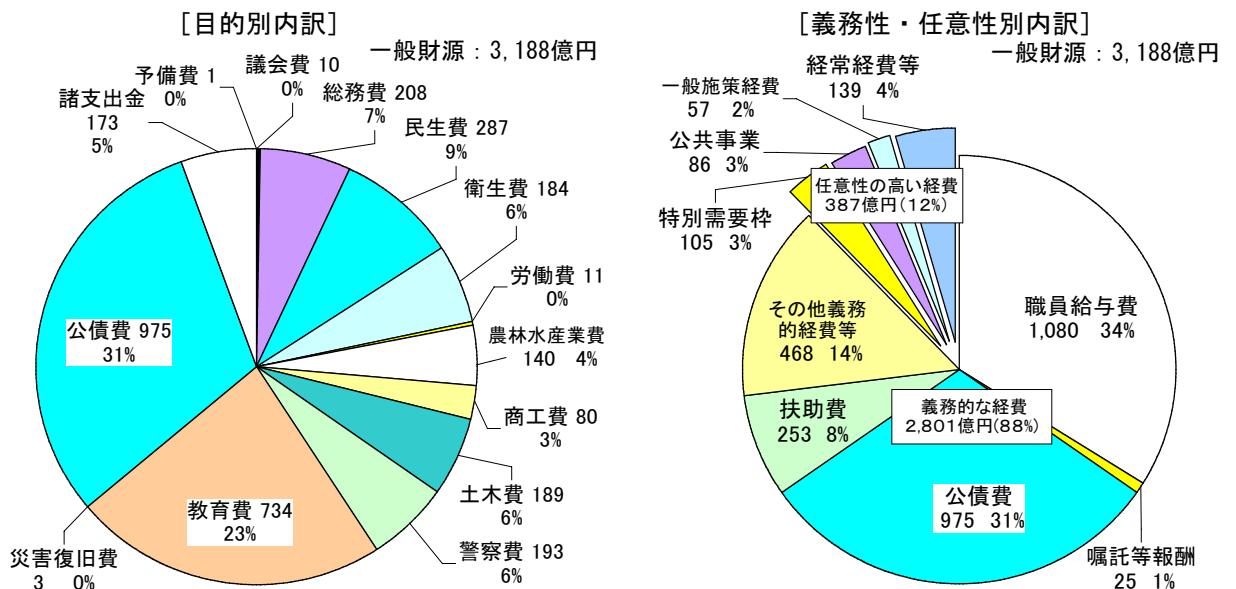
また、収支不足が生じているため、19年度予算では貯金である基金を136億円取り崩して対応しています。



(4) 一般財源について（歳出）

平成19年度予算の歳出について一般財源3188億円を財源としているものだけを目的別に見ると、公債費と教育費で過半を占める状況となっています。

また、義務性・任意性別にみると、職員給与費、公債費、扶助費などの義務的経費で88%を占めており、任意性の高い経費は12%に過ぎない状況となっています。

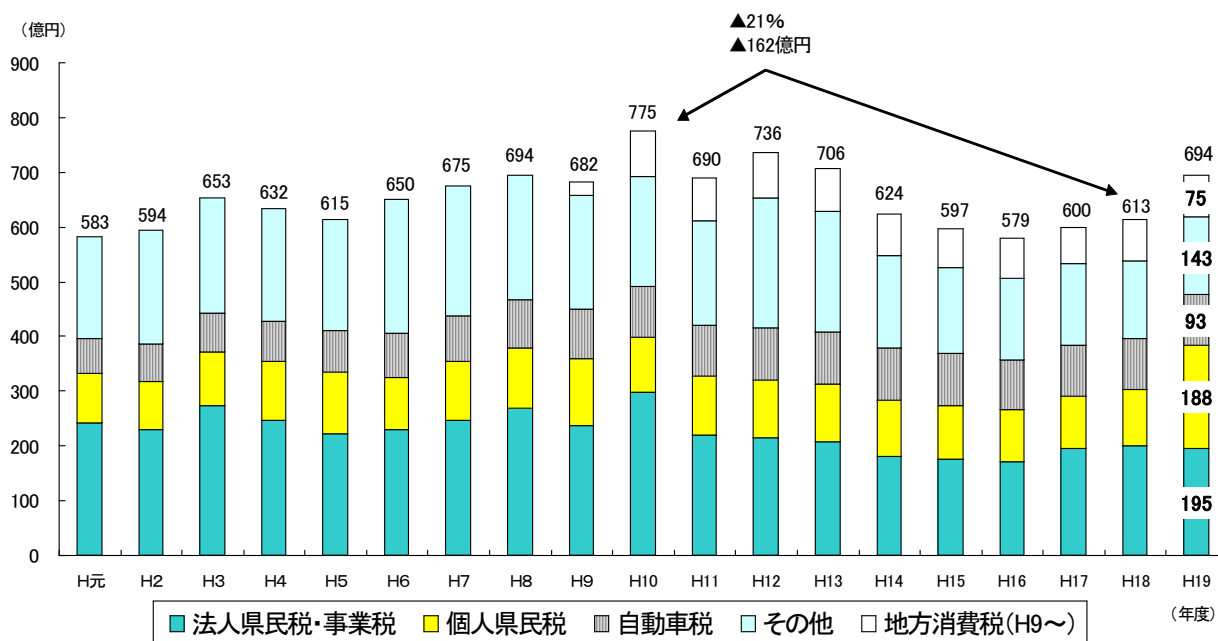


2 県財政の特徴

(1) 県税収入の推移

県税収入は、平成10年度の775億円をピークに18年度は613億円と21%、162億円の減額となり、全国的な景気回復にもかかわらず伸び悩んでいる傾向にあります。

19年度予算では、特殊な要因として税源移譲(国税である所得税から県税である個人住民税への移替)分81億円余及び景気回復のために行われていた定率減税措置の廃止に伴う増収分6億円余の増収が見込まれています。

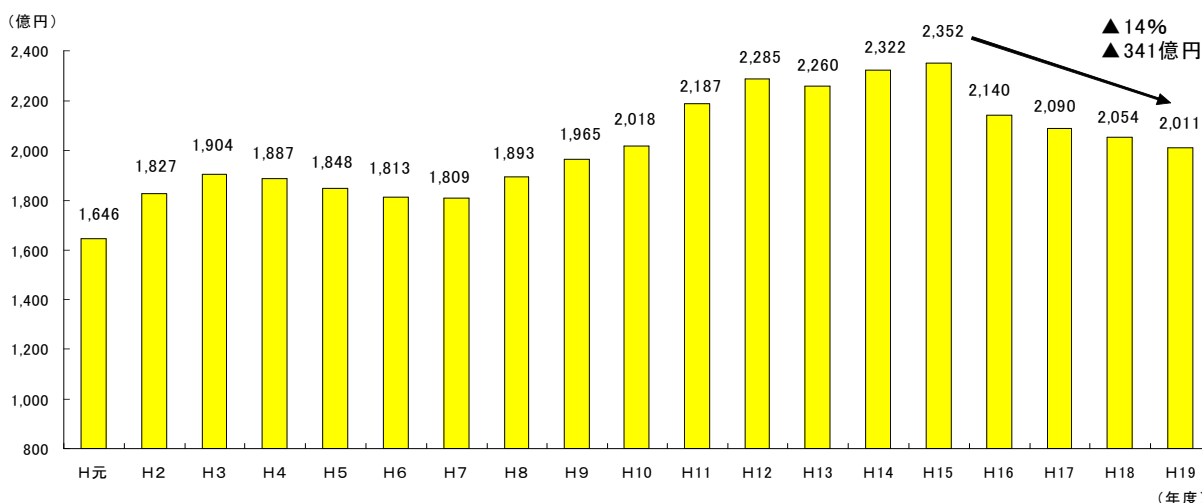


※H元～H18は決算額。H19は予算額。 ※地方消費税は他都道府県との清算前の額。

(2) 地方交付税(臨時財政対策債含む)の推移

地方公共団体間の税収の格差を調整し、財政運営に必要な財源を保障するために国から交付されるのが「地方交付税」です。地方交付税は、災害などの特別の経費のために交付される「特別交付税」と「普通交付税」からなり、普通交付税がそのほとんどを占めています。

地方交付税は、ピークであった平成15年度の2,352億円と比べて、19年度は2,011億円と14%、341億円減額することが見込まれています。

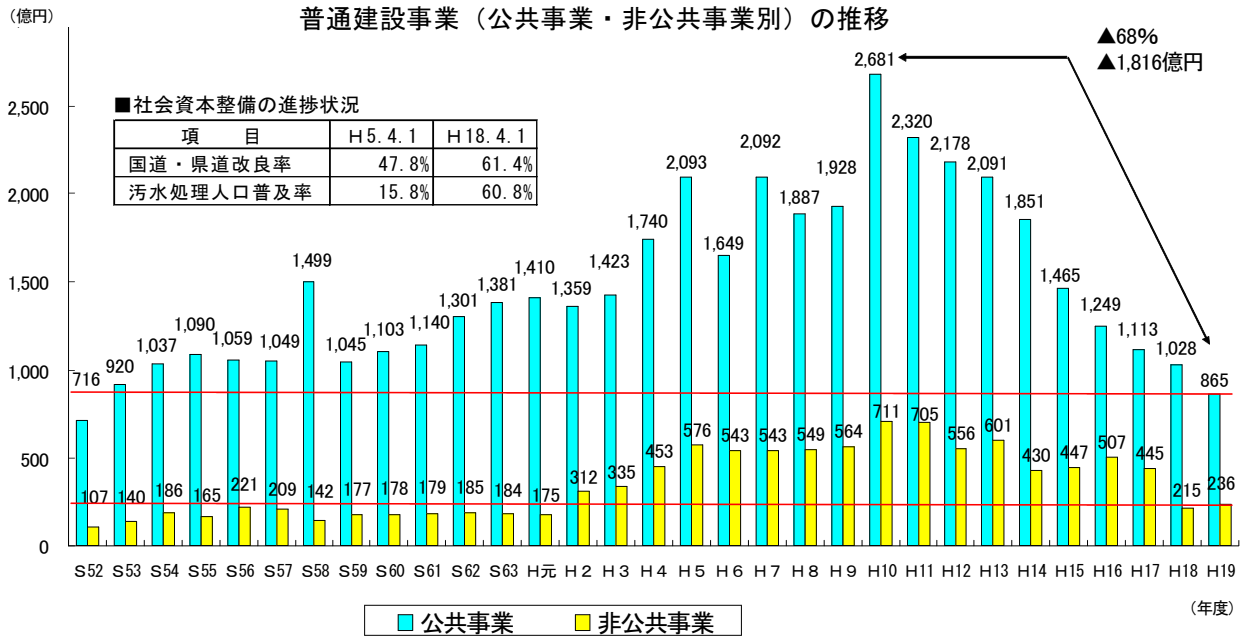


※H元～H18は決算額(臨時財政対策債は発行可能額)。H19は予算額。

(3) 普通建設事業の推移

災害復旧費を除いた投資的経費を「普通建設事業」といいます。「普通建設事業」は、「公共事業」と「非公共事業」とに分類されます。平成4年度以降道路、空港、下水道の建設、河川の改修などの「公共事業」を積極的に行った結果、遅れていた社会資本の整備は相当程度進みました。その後財政状況の悪化に伴い縮小し、19年度は昭和52年度を若干上回る規模となっています。

また、「非公共事業」では、2年度以降教育文化、産業振興、福祉増進などのための県立公共施設の整備を推進してきました。その結果、社会基盤整備も相当進んだことから18年度以降は元年以前の水準になっています。

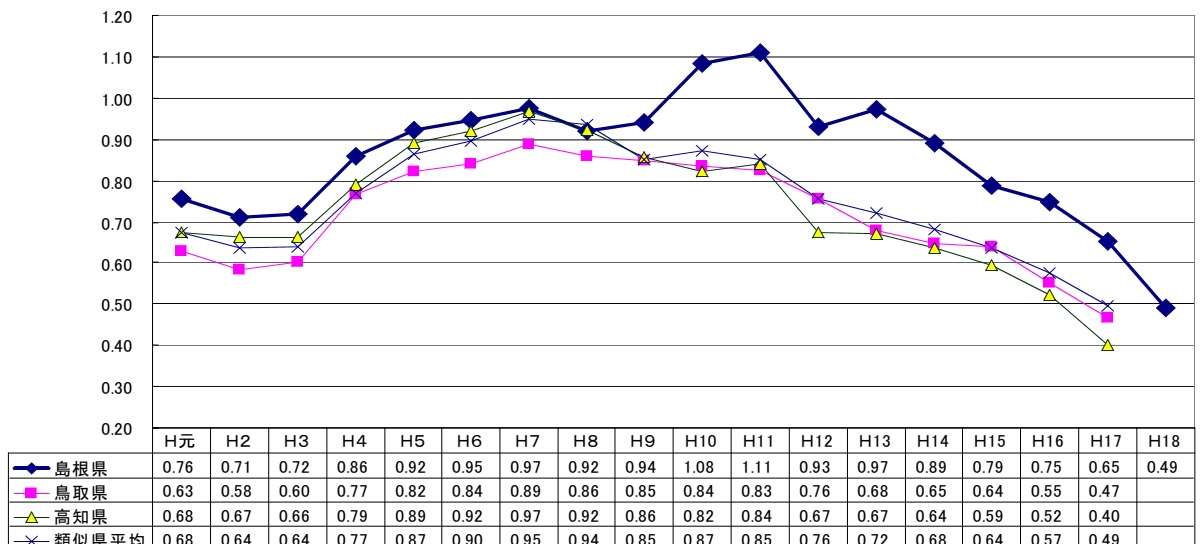


※S52～H18は2月補正後予算額。H19は予算額。

(4) 普通建設事業費の類似県比較

普通建設事業費を地方公共団体ごとの一般財源の標準的な規模を示す「標準財政規模」に対する割合で比較してみると、鳥取県、高知県が、財政力指数が0.3未満のEグループ（以下「類似県」といいます。）平均並みで推移しているのに対し、本県は平成9年度以降かなり高水準で推移してきたことがわかります。

※普通会計決算額。

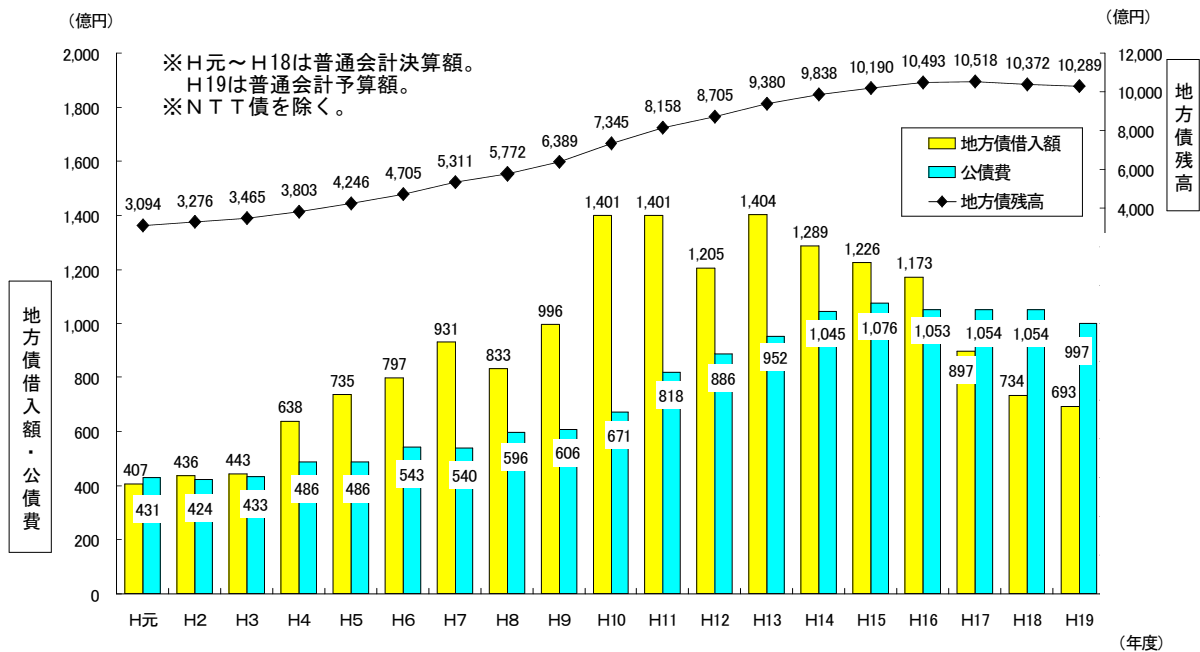


3 地方債と基金

(1) 地方債借入額・公債費の推移

本県の財政の特徴の一つに1兆円を超える地方債残高があります。地方債は、普通建設事業などの財源とするための借金で、事業費の伸びとともに借入額が増加し、これにより残高も増加し続け、平成15年度に1兆円を超えました。

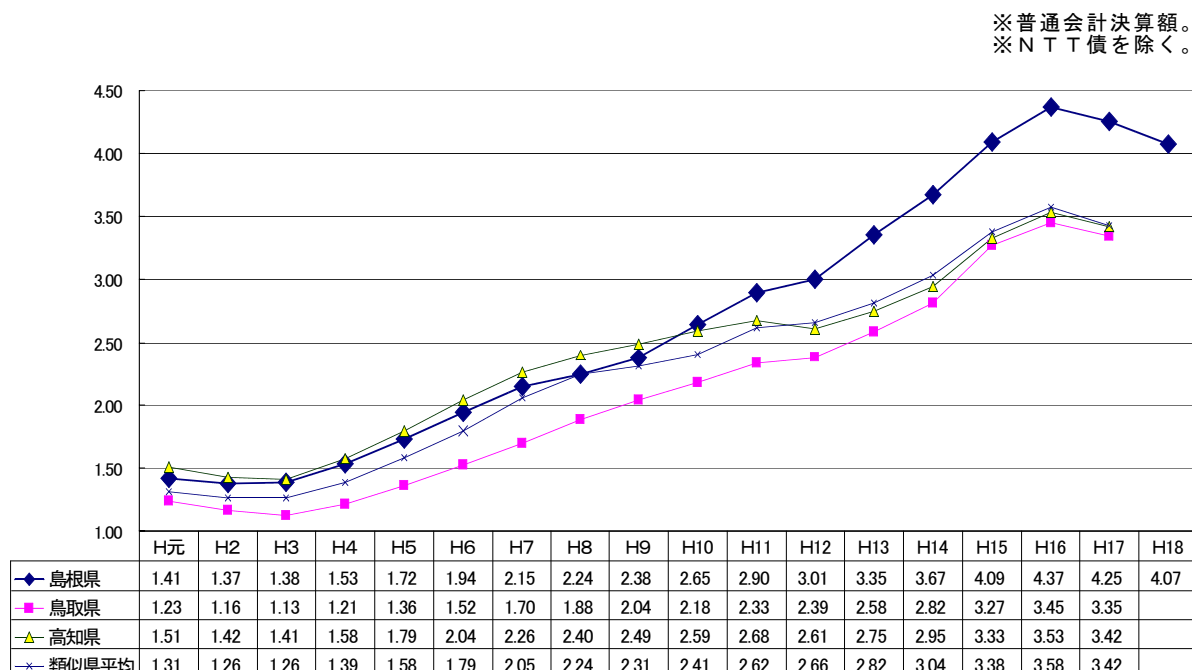
財政改革により普通建設事業費の抑制を行い、借入額を減少させたことにより、残高や地方債を償還する公債費も減少傾向に転じましたが、依然高水準にあります。



(2) 地方債現在高倍率の類似県比較

地方債残高が標準財政規模の何倍あるのかを示した「地方債現在高倍率」について、平成17年度は4.25倍であり、これは全国でワースト4位という水準です。

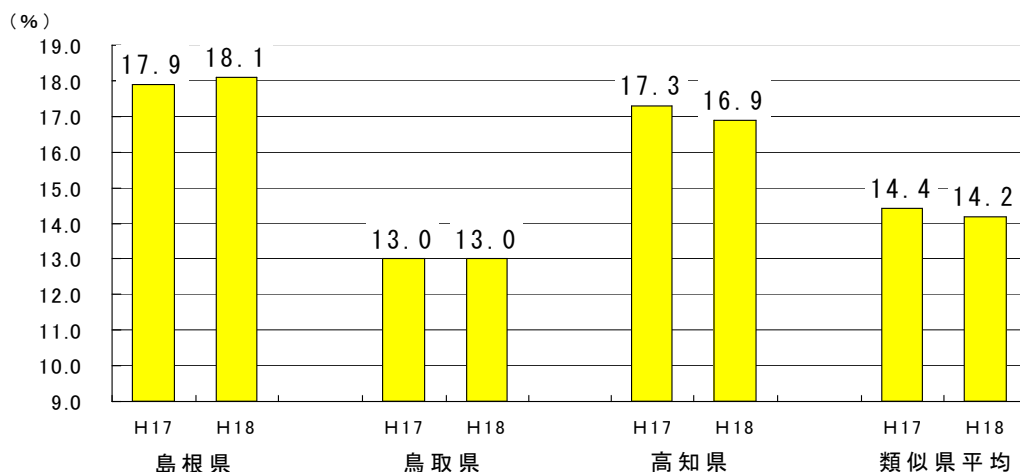
鳥取県、高知県はほぼ類似県平均並で推移しており、本県は一般財源に対する地方債の負担が極めて大きいことが分かります。



(3) 実質公債費比率

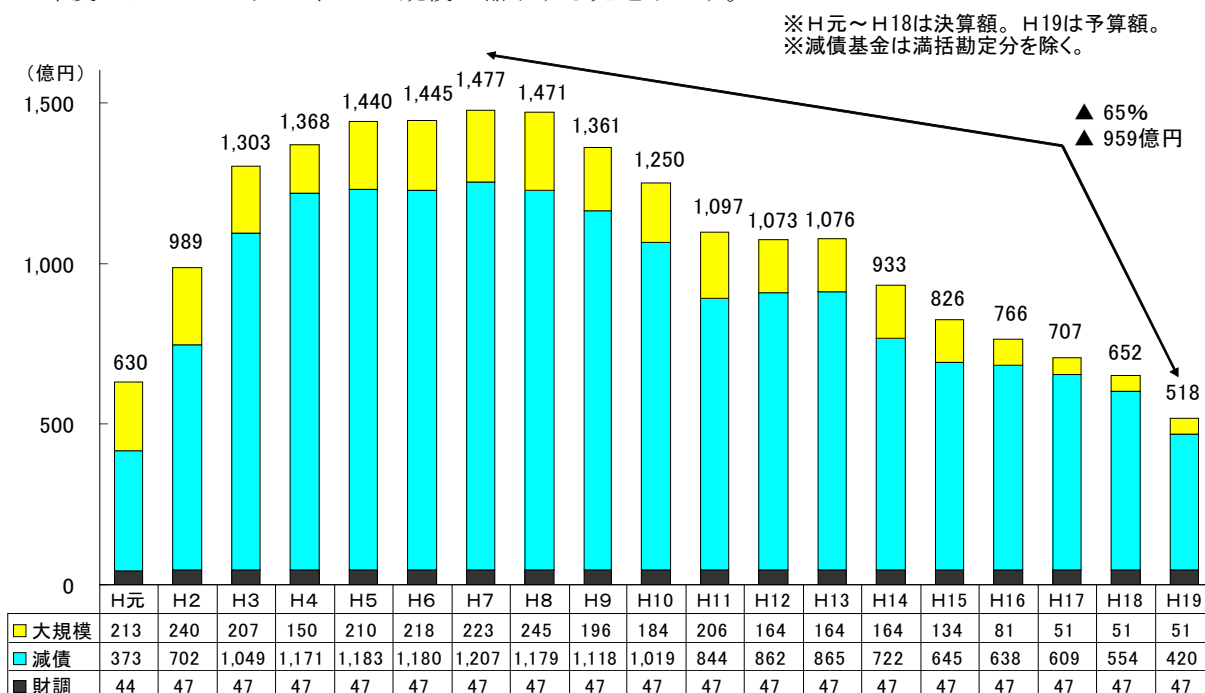
平成17年度決算から導入された「実質公債費比率」は、一般会計の公債費だけではなく、特別会計や企業会計などの公債費のうち一般財源で負担する部分を含めた実質的な公債費総額の一般財源に対する負担の度合いを示すものです。

18年度は18.1%であり、これは全国でワースト4位です。地方債残高と同様に、類似県平均に比べて高い水準となっています。



(4) 財政調整基金等の推移

収支不足の補てん等のために活用する基金(*1)を3つ設置していますが、1000億円を超えていた3基金の残高も平成7年度をピークとして、以降は長く続く収支不足のため減少傾向にあり、19年度にはピーク時の1/3の規模に縮小する見込みです。



*1
 ■大規模事業等基金 …… 県勢発展の基盤となる大規模事業等を円滑に推進するために設けられた基金。
 ■減債基金 …… 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金。
 ■財政調整基金 …… 年度間の財政の不均衡を調整するために設けられた基金。

4 職員・職員給与費の現況

(1) 職員構成

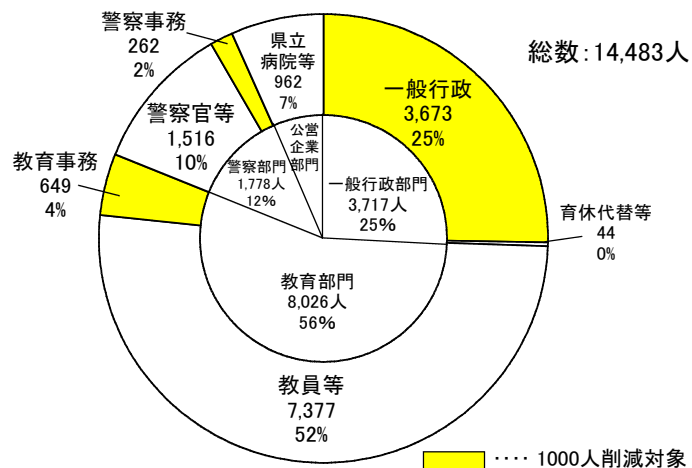
県の職員は、一般的な行政を行う部門の職員3717人のほか、市町村立小中学校、県立高等学校等の教育部門の職員8026人、警察官等の警察部門の職員1778人、県立病院等の公営企業部門の職員962人がいます。

このうち教員、警察官は定員が法令等の基準で定められていますが、その他の職員は事務事業の量などを勘案して、県が任意で定員を定めています。

本県では平成14年度に一般行政部門の職員を中心に500人定員削減計画を策定し、15年度から定員削減に取り組みました。17年度には1000人削減計画に切り替え、24年度に向けて取り組んでいます。

[部門別職員数]

H19.4.1現在



(2) 職員給与費

ア 職員1人当たり給与

平成19年度一般会計当初予算における職員(教員、警察官含む)1人当たりの年間給与費(単純平均)は、次のとおりとなっています。

給与費				共済費	合計	平均年齢
給料	期末勤勉手当	その他手当	小計			
415.8万円	170.5万円	75.1万円	661.4万円	128.9万円	790.3万円	43.11歳

イ 公民給与の比較と人事委員会勧告

平成19年の島根県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」(平成19年10月)では、次のとおり公民給与の比較結果が報告され、併せて給与の改定が勧告されています。

(ア) 月例給

○公民比較

民間給与 (A)	行政職の職員の給与 (B)	公民較差 (A-B)
378,000円	386,437円	△ 8,437円 (△2.18%)
	362,740円	15,260円 (4.21%)
行政職の平均年齢 44.0歳		

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 職員給与の上段は、特例条例による給与減額措置前、下段は減額措置後の額である。

○勧告(概要)

- ・初任給を中心に若年層に限定して給料月額を引き上げること(中高年齢層は据置き)。
- ・子等に係る扶養手当を引き上げること。

(イ) 特別給(ボーナス)

○公民比較

民間の特別給 (A)	行政職の職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A-B)
4.02月分	4.45月分 (4.19月分)	△0.43月分 (△0.17月分)

(注) ()内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.45月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

○勧告(概要)

- ・期末手当・勤勉手当を0.2月分引き下げ、4.25月分とすること。

5 これまでの財政改革の取組状況

(1) これまでの財政改革の取組

<p>■財政健全化指針(平成14年12月策定)</p> <p>○計画期間 H15～H17 ○構造的収支不足額 150億円程度 → H16当初予算改善額 67億円</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起債制限比率 今後10年間18%台以下 ・基金残高10年後に概ね500億円以上 <p>【取組の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定員削減 H15から10年間で1割(500人)削減 ※一般行政部門 ・給料カット H15から3%～5%カット ・公共事業の削減 H14対比H16▲30% <p>※計画期間中に地方交付税の大幅削減があったため、「中期財政改革基本方針」に基づく改革へ移行</p>	<p>■中期財政改革基本方針(平成16年10月策定)</p> <p>○計画期間 H16～H18 ○構造的収支不足額 450億円程度</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造的収支不足額を300億円程度圧縮 ・起債制限比率が20%に達しないよう地方債発行を抑制 ・概ね10年後における収支均衡体質への転換を視野 <p>【取組の概要】</p> <p>①行政の効率化・スリム化 [100億円程度の収支改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の更なるカット、1000人削減計画 ・地方機関・試験研究機関の統廃合 ・外郭団体の見直し など <p>②事務事業の見直し・削減 [200億円程度の収支改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般行政経費▲50%、経常経費▲10% ・補助・単独公共はH20までにH16比で半減することを目的に、H18までに▲30% ・一般施策経費及び補助・単独公共事業の削減について、施策の優先順位付け(A・B・Cグループ)により傾斜削減 など <p>③財源の確保 [10億円程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物減量税・水と緑の森づくり税の導入、核燃料税の更新 など
--	---

(2) 中期財政改革基本方針に基づく取組による収支改善内訳

区 分	中期財政改革基本方針	H16～H18当初予算の収支改善額	内 容
(1)行政の効率化・スリム化	100億円程度	100億円	
総人件費の抑制	90億円程度	93億円	・給料(諸手当連動)のカット (▲66億円) ・定員(1000人)削減 (▲16億円) ・給与構造改革 (▲5億円) ・その他(手当等) (▲6億円)
内部管理経費縮減、外郭団体の見直し	10億円程度	7億円	・公の施設に係る指定管理者制度の導入など
(2)事務事業の見直し・削減	150億円程度	149億円	
公共事業枠、部局調整枠	100億円程度	96億円	・補助・単独公共シーリング設定 (▲22億円) ・一般施策経費シーリング設定 (▲57億円) ・経常経費等シーリング設定 (▲17億円)
重点化予算枠、特別需要枠、地域予算枠	20億円程度	53億円	・各種事業の年度間調整 (▲25億円)
義務的経費等	30億円程度		・特会、企業会計繰出金・貸付金見直し (▲25億円) ・福祉医療・乳幼児医療助成金制度見直し (▲2億円) ・生活バス路線確保対策交付金 (▲1億円)
(3)財源の確保	10億円程度	10億円	・核燃料税の更新 (+5億円) ・産業廃棄物減量税導入 (+2億円) ・水と緑の森づくり税導入 (+2億円) ・土地売却増 (+1億円)
(4)執行節減努力等決算段階での収支改善額	50億円	50億円	
収 支 改 善 額 計	310億円	309億円	

6 人口、財政指標等一覽

都道府県名	人口 (H17国勢調査) (人)	標準財政規模 (H17) (億円)	財政力指数 (H15～H17平均)		地方債現在高倍率 (H17)		ラスパイレス指数 (H18.4.1)		実質公債費比率 (H18)		国・都道府県道 改良率 (H17.4.1)	
			順位	順位	順位	順位	順位	順位				
1 北海道	5,627,737	12,473	0.36251	27	4.40	46	90.6%	47	20.6%	47	94.7%	1
2 青森県	1,436,657	3,515	0.27396	38	3.66	34	98.2%	36	14.6%	23	72.3%	22
3 岩手県	1,385,041	3,616	0.27297	39	4.02	42	100.2%	16	15.1%	27	81.6%	9
4 宮城県	2,360,218	4,192	0.48082	15	3.26	19	101.9%	3	16.2%	38	83.0%	8
5 秋田県	1,145,501	3,033	0.25155	44	3.99	41	100.1%	19	16.0%	36	77.3%	16
6 山形県	1,216,181	2,991	0.29653	34	3.66	34	100.6%	12	15.9%	35	83.5%	7
7 福島県	2,091,319	4,463	0.39045	22	2.70	6	99.6%	24	12.3%	9	67.9%	32
8 茨城県	2,975,167	5,256	0.54868	8	3.21	15	101.1%	7	15.5%	32	71.9%	24
9 栃木県	2,016,631	3,864	0.52604	10	2.58	3	100.7%	11	15.2%	28	72.1%	23
10 群馬県	2,024,135	3,690	0.50680	11	2.61	5	100.5%	13	10.2%	2	74.8%	17
11 埼玉県	7,054,243	9,127	0.65493	5	3.21	15	101.7%	4	15.0%	25	85.8%	4
12 千葉県	6,056,462	7,997	0.64919	7	2.90	10	99.2%	28	13.7%	20	78.4%	13
13 東京都	12,576,601	33,762	1.10741	1	2.18	1	103.8%	1	15.2%	28	85.3%	6
14 神奈川県	8,791,597	10,643	0.81533	3	2.75	7	101.1%	7	9.8%	1	85.8%	4
15 新潟県	2,431,459	5,405	0.37770	24	4.54	47	99.8%	22	15.2%	28	69.9%	30
16 富山県	1,111,729	2,557	0.37373	25	3.88	38	96.7%	39	16.3%	39	79.4%	11
17 石川県	1,174,026	2,654	0.39539	21	4.15	43	100.8%	9	13.4%	17	74.6%	18
18 福井県	821,592	2,192	0.34193	30	3.58	32	101.3%	6	15.6%	33	71.8%	25
19 山梨県	884,515	2,261	0.34600	29	3.91	39	99.6%	24	13.2%	16	64.0%	37
20 長野県	2,196,114	4,606	0.39851	20	3.36	24	99.2%	28	19.2%	45	66.0%	35
21 岐阜県	2,107,226	4,037	0.44358	18	3.44	28	99.4%	27	14.4%	22	65.6%	36
22 静岡県	3,792,377	6,217	0.65327	6	3.54	31	102.1%	2	12.4%	10	73.8%	20
23 愛知県	7,254,704	10,884	0.89199	2	3.51	30	100.8%	9	12.4%	10	79.3%	12
24 三重県	1,866,963	3,682	0.48989	12	2.60	4	100.0%	21	12.5%	12	66.5%	34
25 滋賀県	1,380,361	2,655	0.44908	17	3.35	22	98.2%	36	13.6%	19	70.9%	28
26 京都府	2,647,660	4,308	0.48049	16	3.06	11	100.5%	13	10.7%	4	62.8%	39
27 大阪府	8,817,166	12,996	0.70911	4	3.31	20	98.2%	36	16.7%	40	86.1%	3
28 兵庫県	5,590,601	9,089	0.48664	13	3.93	40	100.5%	13	19.6%	46	72.5%	21
29 奈良県	1,421,310	2,641	0.35709	28	3.70	36	100.1%	19	12.6%	13	51.7%	44
30 和歌山県	1,035,969	2,523	0.28137	37	2.83	8	98.8%	34	10.3%	3	50.6%	46
31 鳥取県	607,012	1,824	0.23916	45	3.35	22	96.5%	41	13.0%	15	80.2%	10
32 島根県	742,223	2,472	0.21059	47	4.25	44	92.6%	46	18.1%	44	60.8%	42
33 岡山県	1,957,264	3,734	0.42366	19	3.24	18	96.3%	43	17.8%	43	62.1%	40
34 広島県	2,876,642	4,971	0.48341	14	3.63	33	96.6%	40	15.6%	33	71.4%	27
35 山口県	1,492,606	3,360	0.36537	26	3.33	21	99.0%	31	12.6%	13	61.4%	41
36 徳島県	809,950	2,239	0.30852	33	4.35	45	100.2%	16	16.1%	37	49.0%	47
37 香川県	1,012,400	2,188	0.39040	23	3.40	25	96.4%	42	15.0%	25	77.5%	15
38 愛媛県	1,467,815	3,094	0.34077	31	3.13	13	96.0%	44	14.6%	23	57.1%	43
39 高知県	796,292	2,328	0.21643	46	3.42	27	95.2%	45	16.9%	41	51.1%	45
40 福岡県	5,049,908	7,657	0.54493	9	3.15	14	99.1%	30	13.8%	21	77.9%	14
41 佐賀県	866,369	2,162	0.29323	36	2.89	9	98.9%	33	17.3%	42	70.2%	29
42 長崎県	1,478,632	3,399	0.25271	43	3.12	12	101.5%	5	10.9%	5	67.9%	32
43 熊本県	1,842,233	3,827	0.33487	32	3.50	29	100.2%	16	13.4%	17	68.1%	31
44 大分県	1,209,571	2,912	0.29580	35	3.40	25	98.8%	34	11.8%	7	71.6%	26
45 宮崎県	1,153,042	2,831	0.26421	42	3.22	17	99.8%	22	11.8%	7	62.9%	38
46 鹿児島県	1,753,179	4,231	0.27123	40	3.84	37	99.5%	26	15.2%	28	74.0%	19
47 沖縄県	1,361,594	2,838	0.27066	41	2.30	2	99.0%	31	11.8%	6	91.4%	2
単 純 平 均			0.42806		3.39		99.2%		14.4%		(*1) 73.4%	

*1 単純平均ではなく「道路統計年報2006」より記載。

〔参考資料 2〕

県財政の健全化のための提言

平成 19 年 8 月 8 日

改 革 推 進 会 議

I はじめに

本会議は、島根県の財政の健全化の推進にあたり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聞くため、本年5月に設置された。

そして、6月上旬に第1回会議を開催した後、県内3か所で公聴会を開催し、有識者や一般の県民の方々から直接意見を聞くとともに、ホームページ等を通じて積極的に広く県民からの意見を募集した。

こうした様々な意見も踏まえながら、7月以降、会議としての検討を重ね、このたび、財政の健全化のための提言を取りまとめたものである。

以下に述べるように、県財政は危機的状況に置かれており、財政の健全化が最重要課題となっている。

県においては、この提言を十分に検討され、財政健全化の基本方針を定め、具体的な取り組みを進められたい。

また、現在、島根県の中長期的な展望を示した総合的な戦略プランとなる「島根総合発展計画」の策定に向けた作業が進められているところである。

県においては、この新たな発展計画において、財政健全化の基本方針と整合性をとりながら、県民一人ひとりが島根に自信と誇りを持ち、総力を結集して、活力に満ちた島根を築いていくための指針を示していくことが必要であると考えます。

II 県財政の現状

県財政は、今後も単年度で200億円台後半の収支不足（赤字）が見込まれ、2、3年後には基金が枯渇するという現実に直面している。

この状況が放置されれば、財政再建団体となり、国の監督下で強制的かつ急激な再建を余儀なくされ、県の主体的な行政運営ができなくなる。

このような事態を回避し、速やかに健全な財政状態を実現することが求められる。

歳入面は、従来から県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する財政構造にあり、財政基盤が大変脆弱である。

近年、県税収が伸び悩む一方で、国の政策転換により、地方交付税が急激かつ大幅に削減されてきた。

また歳出面では、一般財源の大半を職員給与費や公債費、社会保障関係経費などの義務的な経費に充てており、支出構造は硬直化している。

これまで、国の経済対策にも呼応し積極的な公共投資に取り組んできた結果、地方債残高は増加し、その償還負担が財政を圧迫している。

以上のような要因から、多額の収支不足が生じており、財政運営上極めて困難な状況に陥っている。

県においては、これまで、「中期財政改革基本方針」（平成16年10月策定）に基づき、定員削減などによる職員給与費の削減や、事務事業の見直し、公共事業費の削減による歳出削減など、財政改革に取り組まれてきたところである。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取り組みに伴い今後も更なる地方交付税の削減が見込まれる中で、引き続き県財政をめぐる状況は大変厳しく、財政の健全化は喫緊の最重要課題である。

Ⅲ 提言

1 改革の進め方についての基本的考え方

- ① 県財政は、毎年度、多額の収支不足が生じており、基金を取り崩すことによって収支不足を埋めている状態にあるが、これは健全な状態にあるとは言えない。毎年度の財政運営において、少なくとも基金の取り崩しを行わなくても良い状態、すなわち、収支均衡の状態を目指さなくてはならない。
- ② もっとも、現在生じている収支不足をあまりに短期間で急激に解消することは、県民生活や経済活動への影響からは、適当でない。このため、収支不足の解消は、そうした影響を勘案しながら、段階的に行っていくことが適当である。
- ③ 収支不足が生じている間は、基金の取り崩しにより基金残高は減少するが、基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備え、当面の財政運営に支障が生じないように、一定程度の規模を維持すべきである。
改革の内容が不十分であったり、改革のペースが遅いと、維持すべき基金が枯渇し、財政再建団体に転落してしまうことから、適当でない。
- ④ このため、一定規模以上の基金を維持しつつ、一定期間の中で収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とすべきである。これにより持続的な県財政運営が可能となるのであり、健全で柔軟な行財政を目指すための第一歩として、早い段階でこの目標を実現することこそが重要である。

2 集中改革期間

- ① 県財政は、2、3年後に基金が枯渇する非常事態にある。財政健全化は「待ったなし」であり、速やかに財政健全化の方針を定め、財政改革に取り組むとともに県民に対してその道筋を示す必要がある。
- ② このため、3年から5年程度の期間を定めて、集中的に改革に取り組むことにより、200億円を超える収支不足のうち相当程度は解消する必要がある。

- ③ そして、この集中改革期間後も、定員削減の計画的な実施などによりさらなる収支不足の圧縮を図り、できる限り早期に収支均衡の状態を達成することが適当である。

3 改革の視点

実際に改革を進めていく上では、改革を進めるにあたっての基本的な方向性、改革の視点を明確にする必要があることから、以下に具体的視点を示す。

- 改革は、県の行政に対する県民の信頼がなければ実施できない。
そのため、県職員が一丸となって改革に積極的に取り組む姿勢を県民に対して示すことが重要である。その際、知事は、大いにリーダーシップを発揮すべきである。
- 多額の収支不足の解消は、特定の事業分野の見直しだけでは困難である。聖域を設けずあらゆる事業分野について見直しを行う必要がある。
- 事業の見直しにあたっては、一律に削減するのではなく、安全・安心な県民生活や県の将来的な発展のために真に必要なものについては、財源配分の維持や重点化が必要である。
- 県行政を含めてその守備範囲を点検し、市町村が担うべき権限・事業は適切に移譲すべきである。また、民間が担える事業は、民間に委ねるべきである。
そして、NPOや住民の力を活かし、県民との協働により総力を結集していくことが必要である。
- 県民サービスを提供するにあたり、最小の経費で最大の効果を上げるため、簡素で効率的な組織運営など行政改革を徹底すべきである。
- 改革を進めるにあたっては、危機的な財政状況や改革の必要性はもとより財政健全化の道筋を県民にわかりやすく説明し、県民の理解と信頼を得るよう努めるべきである。

4 改革の内容

(1) 歳入

収支不足を解消するためには、歳入面では、使途が限定されない財源である一般財源をどれだけ確保できるかが重要である。

具体的には、以下の点に取り組むべきである。

- 一般財源収入の柱となる地方税・地方交付税制度の充実を、国に対して強く働きかけるべきである。
- 経済の活性化などによる税収の増を図るべきである。
- 税収について、引き続き未収金の解消や徴収率の向上に努めるべきである。
また、現在、水と緑の森づくり税や産業廃棄物減量税、核燃料税など、県独自の課税が行われているが、こうした課税自主権の活用について検討すべきである。
- 県保有財産の売却を促進するとともに、収入増加につながる財産の効率的運用を徹底すべきである。

(2) 歳出

島根県は、自主財源が乏しいこともあり、短期的には歳入の大幅な増加は期待できないため、多額の収支不足を解消していく上で、まずは、その多くを歳出の削減によらざるを得ない。

義務的な経費、任意性の高い経費を問わず、徹底した歳出の削減をする必要があり、具体的には以下の点に取り組むべきである。

[人件費の抑制]

- 職員の定員については、現在、計画的な削減に取り組まれているところであるが、事務事業や組織の見直しにより、削減の上乗せを検討すべきである。
- 職員の給与（特例減額前）については、県内の民間給与水準を拠りどころとして、公民較差の解消を図っていくことを検討すべきである。
- 給与の特例減額については、これまで全国的にみても厳しい措置がとられてきたところであるが、収支不足解消に資するため、

引き続き実施すべきである。

[その他の行政改革]

- 本庁の組織や地方機関などを見直し、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制とすべきである。
- 外郭団体については、引き続き団体のあり方や事業の見直しを行うべきである。
- 内部管理経費については、無駄をなくし、さらに踏み込んだ一層の見直しを行うべきである。

[公共事業費などの投資的経費]

- 公共事業については、「中期財政改革基本方針」で示された平成16年度対比半減を達成した上で、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ、さらなる削減を行うことについて検討すべきである。
- 公共事業をはじめとする公共投資は、県の発展や県民生活のために真に必要な事業・分野の中で、緊急に実施すべきものについて重点的に行うべきである。
- 公共事業は、質的水準に配慮しつつ、コスト削減に努める必要がある。

[任意性の高い経費]

- 任意性の高い経費については、県の判断で事業を決定できるので、徹底的な見直しにより、大幅な削減を行うべきである。

[その他]

- 地方債残高は、類似の県に比べて多く、その償還負担が財政を圧迫している。
地方債の新たな発行の抑制により、地方債残高を減少させ、公債費の削減を図るべきである。
- 県が運営している施設については、その必要性を検証し、民営

化や廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

- 新たな施設の建設は、財政健全化の見通しが立つまで、原則として行わないこととすべきである。
- 事業の見直しにあたっては、費用対効果を十分に検証して行うべきである。

(3) その他

- 基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備えるため、その規模について一定の目安を設け、その規模を維持するよう努めるべきである。
- 特別会計や企業会計については、情報開示を徹底し、事業ごとに合理化・効率化を図るべきである。

5 財政健全化の基本方針の策定について

県においては、この提言を十分に検討の上、改革の先にある島根県の姿についての展望を持ちながら、財政健全化の基本方針を策定されたい。

経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り巻く状況は常に変化する。このため、財政収支の見通しや改革の進め方について適宜見直しを行いながら、改革を推進されたい。

また、見直しの結果や改革の進捗状況を年度ごとに県民に情報公開するとともに、積極的に説明されたい。

IV おわりに

本会議の役割は、財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行うことである。

県による財政健全化の取り組みについて、その実施状況をフォローアップするなど、今後とも会議として必要な役割を果たしていきたいと考えている。

資料 1

改革推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 本県財政の健全化の推進に当たり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聴取するため、改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、本県の財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行う。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、各分野における識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

「改革推進会議」委員一覧

任 期：平成 19 年 6 月 12 日～20 年 3 月 31 日

	氏 名	職 名
	あさ ぬま のぶ お夫 浅 沼 延 夫	日本労働組合総連合会島根県連合会顧問
	あ べ けい じ 安 部 圭 司	山陰中央テレビジョン放送(株)報道制作局 局次長
	おか なみ ひろし 岡 並 弘	(株)山陰中央新報社取締役編集局長
	くま がい みわこ 熊 谷 美和子	NPO法人たすけあい平田理事長
委員長 代理	こ まつ やす お夫 小 松 泰 夫	(株)山陰経済経営研究所代表取締役社長
	さ さ き きょう こ 佐々木 京 子	しまね女性農業経営者ネットワーク代表
	しま だ しげ こ 島 田 滋 子	「いわみ女性の集い」代表
	たか き けん いち 高 木 賢 一	J A 島根中央会役員室長
	た ごう やす ひこ 田 江 泰 彦	(株)今井書店代表取締役社長
	まつ なが けい こ 松 永 桂 子	島根県立大学総合政策学部講師
委員長	やま もと ひろ き 山 本 廣 基	島根大学理事（副学長）
	よし おか のぶ やす 吉 岡 伸 泰	日本銀行松江支店長

(五十音順、敬称略)

資料 3

改革推進会議 審議経過

会 議	日 程	内 容
第 1 回会議	6月12日(火) [松江]	○委員委嘱 ○委員長互選 ○島根県財政の現況について説明
第 2 回会議	6月29日(金) [松江]	○公聴会 ・島根県商工会議所連合会会頭 丸 磐根 氏 ・(社)島根県建設業協会会長 渡部 義三 氏 同青年部会副部長 金津 秀宜 氏 同青年部会運営専務 原 諭 氏 ・島根県職員労働組合執行委員長 保村 聖二 氏 ・雲南市長 速水 雄一 氏
第 3 回会議	7月13日(金) [浜 田]	○公聴会 ・土田産業(株)代表取締役社長 土田 好明 氏 ・浜田の転入者を応援する会代表 いわみマインド事務局長 今井 千温 氏 ・会場参加者
第 4 回会議	7月19日(木) [出 雲]	○公聴会 ・島根大学法文学部講師 関 耕平 氏 ・農業経営 奥 敏昭 氏 ・会場参加者
第 5 回会議	7月27日(金) [松江]	○提言について検討 ○起草委員指名(小松委員、松永委員、吉岡委員)
第 6 回会議	8月 2日(木) [松江]	○起草委員提出「提言(素案)」により提言について検討
第 7 回会議	8月 6日(月) [松江]	○起草委員提出「提言(案)」により提言の検討、とりまとめ
提言提出	8月 8日(水)	○知事に提言を提出

財政改革に関する若手職員からの提案

平成19年8月9日

財政改革検討グループ

提案にあたって

島根県の財政状況については、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれており、抜本的な「更なる財政改革」は、“まったなし”の状況となっています。

この改革を進めるにあたっては、この改革が県民の方々の理解と協力のもとで進められなければならないのはもちろんのこと、次世代の島根県政を担う我々若手県職員にとっても将来への希望が見いだせるものであってほしいと考えています。

今回、我々若手職員に提案の機会を与えてくださったことを知事に感謝するとともに、拙い提案ではありますが、若手職員の想いが「県民が将来に希望を抱ける島根の実現」につながることにできれば幸いと、提案させていただきます。

まずは県庁改革だ！

I 最小限のコストで最大の県民サービスを！ 機動的で効率的な組織への転換

変えなければならないこと

・予算シーリング設定方式ではもう限界

予算シーリングの常態化のなかで、事業を「広く」「薄く」という判断により、事業のあり方が歪められ、緊急性や必要性による事業の選択と集中の実現ができていないのではないかと。逆に、真に必要な事業費にも枠がはめられ、事業効果を出せていないものもありはしないかと。また、各部に判断権限が細分化されて存在し、県全体として大胆な舵が切れない状況に陥っているのではないかと。

・人員配分の硬直化

現在、将来の島根県に必要な行政職員数が把握できていないのではないかと。

- ・現人員削減目標も、事業に必要な職員数ではなくEグループ平均とされている。
- ・現実の職場で、課（グループ）によって、仕事量（残業）に大きな差が出ているのは何故なのか。この現状を最適化できないのは何故なのか。

また、各部に判断権限が細分化されて存在し、人員配分の偏在を招き、効率的配分に支障をきたしていないかと。本来、事業にかかる費用（経費と人件費）はトータルで考えられるべきものではないかと。

・県民への将来ビジョンの提示不足

県民への具体的な将来ビジョンを提示できていない＝県職員側にも具体的な将来ビジョンがないということではないかと。大見出しの「活力あるしまね」等の曖昧な抽象的表現では、両者ともに生活に密着した実感がなく、島根の将来像が想像できない。

この将来ビジョンの提示不足が、事業の計画規模を不明瞭にし、財政危機の原因の一つとなったとも言えるのではないかと。

そこで…

トータルコスト算定方式の導入

事業費（総コスト）＝必要経費＋人件費で正味のコストを把握し、「ヒト、カネ」を決定

いわゆる“事業費”だけでなく、職員が何人役必要かを併せて考えることにより、事業の正味のコストを把握するとともに、必要経費と人件費を効率的に配分する。

事業の選択と集中

- 市町村、NPOなどとの役割分担の明確化
- 県施策の優先順位付け

各事業のトータルコストを判断

- 県直営である必要性が小さい事業のうち高コストの事業は、更なる事業精査や市場化テストを通じて廃止やアウトソーシングを検討
 - 民間企業の活性化にも寄与
 - 職員にコスト意識が生まれることにより、事業の効率化を促進

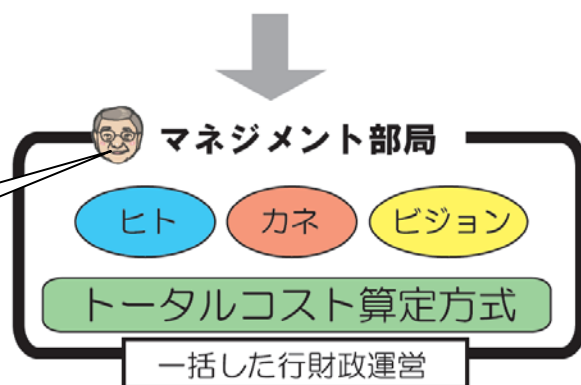
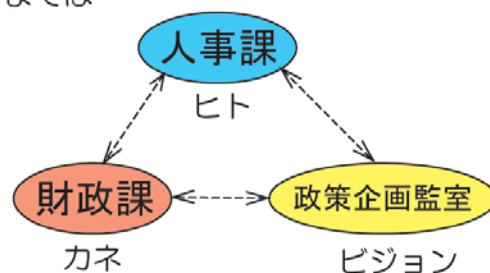
マネジメント部局の創設

知事直轄のもと「ヒト、モノ、カネ」の全てを統括する部局を創設し、行財政運営を行う。

マネジメント部局の運営内容

1. 知事が、県全体の方向性と行財政運営を一元的、長期的にマネジメントする
2. 部局の枠を超えた事業の選択と集中、事務の効率化の先導
3. トータルコストを基に、政策、予算、組織のトータルマネジメント
4. 今回の改革の進捗管理

今までは・・・



事務の効率化

1. 職員のスペシャリスト化

多くの職員が3年ごとの異動により不慣れな業務に従事することとなるため、事業効率の低下、県民サービスの停滞を招いている。また県民からは、3年で責任がなくなるため、「事なかれ主義」と揶揄されることもあり、こうした現状からの脱却をすべき！！

行政の制度のみならず様々な分野で専門化が進んでいるため、3年にとらわれない異動や、特定の業務に精通した職員を「専門スタッフ」として配置する必要がある。

2. 正規職員→嘱託への業務振替

- 正規職員から嘱託職員への振替えによりコスト約1/3にすることが可能！

庶務事務集中センター開設 ～庶務事務の時給3,000円を考える

旅費、給与、簡易な支払事務など定型的な労務については全てまとめて嘱託職員による庶務事務集中センターで

- ・旅費にかかる事務手間、コストについて見直すことが必要。

旅費システムについては、一般の企業では採用されていない。

旅費検索ソフトなどが普及している現在では、単なる支払事務処理システムとな

っているため、廃止し、一般企業同様、実績払いを基本とする。

また、旅行会社と提携の上、県から旅行会社への直接払いとする等検討する。

- ・ 県政情報センターが県庁図書館を兼ねる等の手法により、行政資料や図書を一括購入・管理する。
- ・ 一般文具、消耗品などはすべて一括調達を行う。
- ・ 合同庁舎でも庶務事務集中センターを開設し、庁舎内を事実上ワンフロア化する。
- 特定の技能を持った人材を嘱託職員として活用
 - ・ 税徴収や用地取得等経験、技能を持った県OBを活用する。

3. 内部管理事務の廃止・縮小

- 予算や人事との関連性がなく、3年経過してもなお職員から「評価」されない現行の「行政評価」は廃止へ！
 - ・ 行政評価の事務量は膨大であり、職員に過度な負荷がかかっている
 - ・ 行政評価導入後の効果が不透明で、メリットが感じられない→ 現行の行政評価は廃止。今後は、トータルコストの導入にあわせて、簡素な事業評価の仕組みを検討
- その役割が職員に対し不明確である上、膨大な事務量となっている「人事評価」は見直しを！
 - ・ そもそも成果が明確に出せない分野（特に庶務）の評価が可能なのか。更には今の評価方法では「絶対評価」は不可能なのではないか。
 - ・ 現状では課（グループ）内で最大限に活用されているとは言えず、達成すべき行政目的を課内で共有するに至っていない→ より効率的な形態へ見直した上、人事・給与等への反映方法等も検討する必要

4. 他県、市町村との連携

県、市町村など各団体ごとにシステム開発するのではなく、積極的な連携をすることにより開発、維持コストの縮減のみならず、事務の共通化によるコストの縮減も期待できる。また、今後は道州制を見据えての視点も必要である。

県民への将来ビジョンの提示

抽象的な文言や実感のない数字では県民にわかってもらえない。

県職員でさえ、10年後の島根を想像できない。

もっとわかりやすく、もっと具体的な提示が必要である。

例) どこからでも病院まで〇〇分以内に、若者世代のための雇用創出〇〇千人、鳥獣被害を今の1/4に…など



将来ビジョンに基づく県の「仕事」と「職員数」の明確化！

人件費の削減

問題点

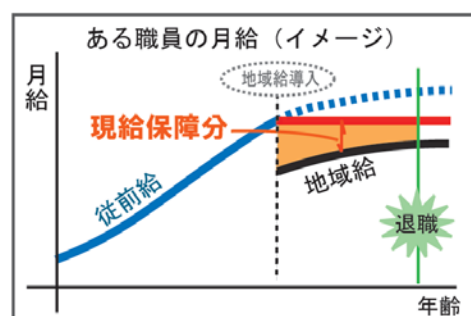
- ・財源不足を給与カットで補填することは、緊急避難措置であり、恒常化はあり得ない
- ・子育て世代の若年層職員には給与カットの影響は深刻である
- ・加えて職員の年齢構成の歪みにより、仕事の負荷が若年層職員にかかりやすい構造となっている

まず、地域給の完全反映を！

1. 現給保障の廃止

地域給を導入した経緯からも一刻も早く給与水準を地域に合わせるべきで、従前給を保障されている職員も例外ではない。このままでは、地域給より高い給与のままで退職する職員がたくさん！

もちろん…若い世代にはこのような現給保障制度はない…。



その上で、どうしても給与カットを継続するなら…

2. 退職手当へのカット率反映

若手職員は今後も厳しい給与カットが続く一方、財政危機を招いた責任の度合いが比較的高い職員は、わずか数年の給与カットで退職金を満額もらい「あとは若手に…」？
そもそも、「聖域なき」はずが、退職手当だけカットされないのは、なぜ？

3. 既退職者への給与等返還依頼

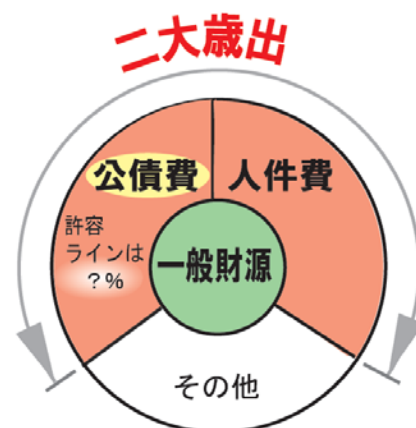
既退職者のみなさんも財政危機を招いた関係者。
若手と同じだけの負担をいただくようお願いする。

長期的な公債費のマネジメント

次世代への負担をどう考えるのか？ 現在の財政危機の最大の原因はこの公債費である。

長期的な視点にたち、10年後、20年後の行政サービス水準を考えることにより、逆に、毎年どれくらいの公債費なら安定した財政運営が可能なのか、公債費は一般財源ベースで各年度予算の何%程度ならよいかの許容水準を示し、将来を見据えた借金を考えていく必要がある。

当面の財政運営のための退職手当債等、安易な県債発行は厳に慎むべきである。



■今後の公共事業のあり方について■

- ・公債費と公共事業は表裏一体の関係にあり、極力、新発債の発行を抑制していかなければ財政健全化は実現できない。今後は箇所単位で必要性を今一度厳しく判断していくことが必要である。
- ・短期的な収支改善にはつながらないが、現在使われている道路や橋梁については、計画的な補修を行い、長期的な視点でコストを抑制することも必要である。

Ⅲ もっと資産をフル活用！

問題点

- ・現在は各課が所管し管理しているが、最大限活用されているか疑問が残る
- ・県には不動産をはじめとした資産の有効活用ノウハウがない

資産の整理は、島根県の収支、バランスシートを改善させるだけでなく、島根県より民間で利用する方が、より島根県の発展につながる可能性が高い場合も考えられる。

1. 財産の活用

●資産コーディネーターの登用

●資産管理部局の創設

県職員の知識やネットワークだけでは大胆な資産整理は難しいため、適切な資産評価と世の中の多様な資産運用の手法に精通した外部人材を登用し、売却、証券化、リート、リースバックなど新たな発想で集中的に資産の整理を行う。

また、現在の管財課、教育施設課、警察本部会計課を改組して資産管理部局を創設し、財産を一元管理するとともに、資産コーディネーターのもとで資産の最大限の活用を強力に推進していく。

2. 事業の活用

さらなる可能性を求めて、付加価値のある事業資産（電気事業や、「おいしさ満載ネット」など）も売却・証券化を検討していく。

10年後のしまねに向かって

Ⅳ 74万県民総コラボレーション

これまでのように、行政が「ヒト、モノ、カネ」の全てを捻出するのではなく、あらゆる分野での“協働”を目指す。

1. 県民とのコラボ！

これまで県が行ってきた行政サービスの水準を保つことは困難だと思われる。

地域の維持のため、県民の方からの知恵や労力の提供を積極的をお願いしていく。

また、県債利子軽減のため、県民の方などからできるだけ安い金利で（できればゼロ金利で）資金をお貸しいただく手法を検討する。

2. 企業とのコラボ！

売り上げの一部が県に寄付される商品の開発や、「特定事業目的寄付付き自動販売機」の設置などによる企業とのタイアップで、県財政への負担軽減はもとより、地域住民の事業参加意識の醸成や、しまねの素晴らしい自然、文化財、全国一の高齢化といった特色などのPRも図る。

3. 市町村とのコラボ！

同じ行政目的なら、市役所に県職員が、合庁に市町村職員がいてもいいのではないか。

企業誘致や税徴収、地域産品ブランド化等産業振興まで、二重行政を脱却し、協働へ転換していく。県民の行政窓口の一元化によるサービス向上、庁舎の一括利用によるコスト削減につながるはず。



V できる・がんばる職員への進化

現在の1000人削減計画が終了して少数になったときこそ、県民の皆様から県職員としての真価が問われるとき！

まさしく少数精鋭となって高い意欲と見識を持って県政を担う、そんな職員を目指す。

1. 研修はもっと手軽にオンラインで！

異動後の新任者研修から専門分野まで、多彩なインターネットビデオやHTMLテキストで学習できるようにする。隠岐、益田からの旅費や講師謝金も不要になる！

2. 「再チャレンジ休暇制度（1～2年の無給休暇）」の創設

お試し期間で自分を試そう！ 起業・大学・NPO・就農など。

休暇後は、活動継続（離職）もよし、県に戻って学んだことを県政に活かすもよし（場合によっては特区の活用も）。

ただし、無休休暇であるため夫婦共働きなど経済的余裕のある職員しか実現できない。職員のスペシャリスト化の視点から県施策に資する内容であれば、研修として有給休暇での対応も可能かもしれない。

* サバティカル休暇(sabbatical leave)

・研修休暇とも呼ばれる長期休暇で欧米では広く普及している休暇制度。

・一般には、ある一定期間勤務した従業員や高い成果等を上げた従業員を対象に、更なる専門性を極めてもらうため長期休暇を与え自己啓発、あるいは創造的な休養、リフレッシュを図ってもらう制度。企業として、従業員が大学院、あるいは研究機関等で専門性を磨くことも支援する休暇としても活用することで、従業員のキャリア創造の一端を担う仕組みである。

3. 「資格取得報奨金制度」の創設

職員も日々高みを目指し、学び変わろう！民間企業のように資格を取ったらその内容により報奨金を支払ったり、昇格や昇級させる制度の創設を検討し、職員の資質向上を図る。

職務に関わる資格で、容易に取得できない資格を取得した場合にも支払ってよい。

例) 司法試験合格者 100万円、公認会計士試験合格者 80万円 など

VI 魅力あるあしたへ

1. しまねのアドバンテージを生かし、民間活力を活用

- 農業参入に積極的な食品関連企業（ワタミ、カゴメ等）にもアプローチ。ほかにも、例えば、焼き肉産業に対するしまね和牛生産などの企画提案型誘致を実施。
- 全国第3位の森林県を活かしてCO2排出権取引を視野に企業とのタイアップを模索。木造住宅メーカーに対するしまね県産材生産提案や、森林整備参加企業への県認証制度整備など。
- 企業誘致の完全実績報酬制度を導入し、民間による企業誘致を実現

2. 遷都 ～石見へ

本県が慢性的に抱える課題「東西間格差」に向けて様々な施策を講じてきたが、解消するには至っていない。県自らが移転し西部地域の発展に乗り出せば、この格差は大きく改善！ 県庁を石見へ！

松江の庁舎等を売却した収入で移転経費をまかなえば、民間による大きな経済効果が期待できるのではないか。

～参考～

本提案に盛り込むまでには至らなかったものの、メンバーから提起され、なお検討の余地がある項目は以下のとおりである。

	項目	内容
1	外郭団体の見直し	当然トータルコスト算定において県関与のあり方を含めた事業の精査を厳しく実施するが、さらに出資金の引き揚げなどについて実施できる部分がないか検討する。
2	手数料の見直し、新規手数料の模索	特定の者への役務に対する費用負担をお願いするとの本来の姿に立ち返り、今一度負担を求めるべき部分がないか検証する。
3	県貸付金の回収促進	各年度の貸付額を削減すると同時に、各債務者に対し、繰上償還等返済の前倒しを求められないか検討する。
4	退職者を引受先とする退職手当債の発行	20年償還の退職手当債を退職者の方々に引き受けていただく。厳しい財政状況の折から、金利ゼロでの引き受けをお願いする。 →事実上退職金の分割払いとなることから、退職者への理解を得る必要がある。
5	管理職手当のカット率の上乗せ	管理職手当には、時間外手当等相当分を含んでおり、それらを除いた手当部分が本来の管理職手当と呼べる部分であると捉え、この部分のカット率の上乗せを検討する。 →管理職のみに過度な負担とならない水準の検討
6	議会における日当の見直し	松江市内から議会に出席するのに、条例規定の日当が支払われている。交通費は別途支給されることとなっており、日当の見直しの余地はないのか。 →知事には権限がない。
7	にっぽんのカジノ運営	観光資源として起爆剤となり得る。経済波及、雇用創出について大きな効果が期待できる。 →本県のイメージ「清らかさ」にそぐわない。法律上も現時点では実現不可。

〔参考資料 4〕

島根県の財政健全化に向けた提言
(中 間 報 告)

平成 1 9 年 9 月 3 日

財政健全化調査特別委員会

本県がおかれている厳しい財政状況を克服し、将来に向けて夢の持てる、安全で安心な暮らしができる島根を目指していくためには、早急な財政の健全化に向けた道筋を示す必要がある。

厳しい財政状況を生み出したのは、根本的には国が財政再建を最優先課題として取り組んだ三位一体改革の名の下で進められた、地方交付税の大幅削減によるものと、国が進めた経済対策事業を積極的に行ってきた本県の過去の債務の償還費である公債費の増加によるものである。

しかし、経済状況の回復も見られない本県の現実問題として、県民生活に多大な影響を与える財政再建団体となることは、なんとしても避けなければならない。

この危機を乗り越えていくためのこの度の財政健全化は、県民の総力を結集して取り組む必要がある。そのためには、財政健全化に関する情報全てを県民に提供し、全県的な理解を得ていく必要がある。

この度、財政健全化基本方針を策定されるにあたり、財政健全化調査特別委員会として中間報告をするものである。

平成19年9月3日

島根県議会 財政健全化調査特別委員会
委員長 細田重雄

島根県の財政健全化に向けた提言

(中間報告)

I 財源確保に向けた取組

1、財源確保のため国に対しての働きかけの強化

- (1) 地方交付税の総額確保と、他県と連携した新たな制度の創設への取り組みの実施
- (2) 森林や農地面積を基準とした、環境対策、食糧自給率確保対策並びに原発立地自治体に対する交付税措置の拡充要求

2、自主財源確保のための取り組み強化

- (1) 課税自主権の活用による税収確保の検討
- (2) 県民所得の増加と税収増に結びつく産業振興策の着実な実行
- (3) 遊休財産の活用、利用中の財産のさらなる活用方法の検討
- (4) 指定管理者制度における利用料等収入の増加策の検討
- (5) 寄付を促進させるための仕組みづくりの検討

II 歳出削減に向けた取組

1、歳出の聖域なき見直し

(1) 総人件費の抑制

ア、1,000人削減の前倒しと、更なる人員削減の上乗せを検討。ただし、事務事業の見直し、職員の能力向上に向けた研修、適切な能力評価と給与への反映を徹底すること。

イ、財政状況が改善するまでの間、引き続き給与のカットを実施

ウ、若年者の給与に配慮した給与制度の在り方について今後検討

エ、諸手当等の廃止を含めた見直し

(2) 行政経費の一層の節減

全庁的なコスト意識の徹底を図り、効率的な執行に努め、身近なところからの経費の節減に努める。庁舎管理、清掃等についても安易な委託とならないよう内容の精査を行う。

(3) 国の外郭団体及び地方公共団体で構成する協議会等への分担金、負担金については、さらなる見直しを行いその縮減に努めること。

(4) 公共事業費の削減

社会基盤整備のための公共事業の必要性、また、社会基盤の日常管理、災害時の対応等における地域の建設業者の重要性などを総合的に勘案しつつ、将来の安定的な社会基盤整備を行っていくためにも、県民生活に真に必要な事業を将来の負担も考慮し、県民に十分な情報を提供しつつ検討、選択を行う必要がある。現在の県財政の状況から当面の集中改革期間中の公共事業費については相当程度を目途に県費負担額の削減を行う。

2、行政改革の推進による財政健全化の実施

(1) 事務事業の見直しにあたっては一律削減方式ではなく、事業個々に行政評価の実績をもとに県民の視点に配慮し、ゼロベースからの検証を行い、市町村への権限移譲、他の自治体との受・委託、民間との協働・委託等も検討した上で統合・廃止、移譲、拡充強化等メリハリを付けた整理、絞り込みを行い、全体規模の縮小を行う。なお、行政改革の取り組みを進めるための一元的な体制について検討されたい。

(2) 人員削減の中で職員の総戦力化に向けて組織のスリム化と柔軟化を行う。内部管理的な組織、人員については業務の徹底したマニュアル化、電算化を進めるとともに、従来からの執行、決裁方法を見直し大幅な削減を行う。

(3) 外郭団体への補助・委託事業の必要性についてゼロベースからの徹底的な検証を行い、大幅な削減を目指す必要がある。真に必要な事業については県が直接行うことも検討すべきである。

(4) 試験研究機関の更なる見直し

試験研究分野を取り巻く環境が大きく変化する中で、従来からの試験研究の手法や機関の在り方について抜本的な見直しを第三者機関等外部の意見を取り入れて行う必要がある。

Ⅲ 急激な県民生活への影響の緩和

1、県民生活への影響を及ぼす事業の早急な点検の実施

財政健全化を進める中で、県民生活にどのような影響が生ずるのか、早急に検証するとともに、分かり易く広報していく必要がある。

2、県民の理解を得るための徹底的な情報提供と丁寧な説明

この度の財政健全化を成功に導くためには、県民の理解を得ることが最も重要なことから、徹底した情報提供と丁寧な説明が求められる。

3、NPO等を含む民間団体への活動支援の推進

NPO法人等の民間団体が行う環境、文化、福祉などの活動を支援し、民間移譲への受け皿づくりを行い、行政サービスの削減に伴う影響の減少に努める。

〔参考資料 5〕

財政健全化調査特別委員会 委員長報告

平成19年10月12日
9月定例県議会本会議で
賛成多数により了承

財政健全化調査特別委員会の調査結果について報告を申し上げます。

本県の財政は自主財源に乏しく、地方交付税に多くを依存する状況が長く続いております。

これまで、島根県では県民生活の向上を図っていくために様々な公共投資を続けてまいりました。特にバブル崩壊後、平成4年以降の7年間は国が進めた経済対策の中心であった公共事業に対し、積極的に取り組んでまいりました。その結果、道路の改良率の向上を始め様々な社会基盤の整備が進み、県立大学の開学や文化施設等の充実が図られました。しかしながら、その一方では公債残高が1兆円を超すこととなりました。

その後、国の財政悪化の影響を受け、地方交付税の総額削減が行われ、その結果、財源の多くを地方交付税に依存する本県の財政は一気に悪化し、度重なる財政改革、財政健全化の取組を進めたにもかかわらず、好転する兆しが見えず、この度、更に厳しい財政健全化に向けた取組を行う必要が生じてまいりました。

県は、財政健全化を進めていくための方針策定に向け、民間有識者からなる「改革推進会議」を立ち上げ意見を求めることとされました。

これを受け、議会では財政健全化調査特別委員会を立ち上げ、5回にわたって財政健全化に向けた協議を行い、また、この方針の基本的な考え方について検討を行ってまいりました。

9月3日には、それまでの意見等を集約し、基本方針に向けた中間報告としての提言を行い、議会の意思を知事にお伝えをいたしました。

その後、9月定例会に中間報告を踏まえた「財政健全化基本方針（案）」

が提案をされました。本会議の場においても11人の議員がこの財政健全化について質問をされ、意見も出されたところであります。

「この財政悪化を招いた責任の所在」「教職員、医療従事者、警察官等への給与削減の配慮」「給与カットを始めとする予算削減が及ぼす地方経済への影響」「給与カット期間を集中改革期間を越して示すことへの問題」「継続している公共事業の見直し」等々様々な意見があることを承知しつつも、一刻でも早く島根県の財政を安定させ、県民生活がより良いものとなるために、県、議会、そして県民が一体となってこの健全化を成し遂げていく必要があります。

そのためにも、知事から提案されたこの「財政健全化基本方針（案）」については、当委員会として了承いたしたいと考えます。

なお、最終的に策定される基本方針に基づき取り組まれる今後の予算編成、組織・定員の見直しなど具体的な内容については、引き続き、当委員会並びに地方分権・行政改革調査特別委員会、各常任委員会において議会としてのチェックを行っていくことといたします。

次に、基本方針に基づく施策の実施に向けた取組に対しての委員会の対応を申し上げます。

まず、第一点目は、平成20年度以降の予算編成への対応について申し上げます。

毎年度の予算編成を行うにあたっては、財政健全化基本方針を踏まえた予算編成の考え方について、説明を受けることといたします。

二点目は、事務事業の見直しについて申し上げます。

予算編成過程において、県民にとって痛みの部分となる事務事業の廃止・縮小の具体的な内容について説明を受けるとともに、一方では今後県として重点的に展開する分野についての予算配分の考え方について説明を受けることといたします。

三点目は、事務事業の見直しに伴う組織・定員の見直しの進め方について

申し上げます。

予算の削減、事務事業の見直しに伴って組織・定員の見直しが行われますが、その実施方針等について、毎年度その概要についての説明を受けることといたします。

以上述べた三点のほかにも財政健全化への取組状況については、必要に応じて当委員会において報告を受け、質疑等を通じてチェックを行い、状況変化等があれば、必要に応じて基本方針や取組内容の変更を検討することといたします。

また、この委員会を通じて議員間での情報共有化を図るとともに、議会として審議状況等について県民への情報提供を行うことといたします。

最後に島根総合発展計画について申し上げます。

島根総合発展計画については、知事から総合開発審議会に諮問され、その状況について説明を受けたところであります。

この計画の策定にあたっては、財政健全化への取組により、とかく縮小傾向にある本県行政ではありますが、これから本県が取り組む財政健全化と整合性を図りつつも、県民一人一人が自信と誇りを持ち総力を結集して活力に満ちた島根の将来展望が見えるものとなるよう、今後、当委員会として審議を重ねていくことといたしたいと思えます。

以上、財政健全化並びに総合発展計画に対しての調査概要と委員長の意見を申し述べ、財政健全化調査特別委員長の報告といたします。